

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

# 売上が減少した飲食関連事業者等への県支援金

新型コロナウイルスにより影響を受けた飲食関連事業者の皆様が利用できる支援策をお知らせします。

## 新潟県事業継続支援金 (まん延防止等重点措置枠)

飲食店と直接取引している事業者、  
タクシー事業者・自動車運転代行業者が対象

まん延防止等重点措置に伴う令和4年1月21日以降の飲食店等への時短要請により、売上が減少した飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

【対象者】新潟県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であり、法令等で定める事業に必要な許認可等を全て取得しており、下記①または②を満たす事業者

① 県内市町村にある飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供している

※例：食材、おしぼり、割りばし、清掃、クリーニング、ごみ廃棄など

② タクシー事業者・自動車運転代行事業者として許認可等を受けている

※感染症拡大防止対策を実施していることや、申請時点において事業を行っており今後も事業を継続する意思があることが必須です。

※その他詳細は下記HPをご確認ください。

【支給要件】県内店舗・事業所での売上高合計が、R4年1月～R4年3月の期間において、前年又は前々年同期比で20%以上減少していること。

【支給額】単独店舗又は事業所を営む事業者20万円

複数店舗又は事業所を営む事業者40万円

【申請期間】令和4年2月28日(月)～5月31日(火)

申請書類等はHPから  
ダウンロードください。

【申請方法】簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送

【必要書類】 1：申請書(様式14～16) 2：誓約書(様式17)  
3：確定申告書(写し) 4：売上台帳、月次残高試算表等、売上の減少が確認できる書類(写し)  
5：本人確認書類(写し) 6：申請書記載の口座情報(振込先口座、口座名義及び支店番号等)がわかる通帳(写し)  
7：飲食店と直接取引していることが確認できる書類の写し  
8：事業に必要な許認可等を取得していることがわかる書類の写し

【申請・問合せ】**事業継続支援金センター** TEL 050-5443-3037 (平日9-17時)

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル2階

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren3.html>

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

飲食店は本支援金の対象にはなりません。飲食店の皆様におかれましては、本情報をお取引先に提供いただければ幸いです。

<お問い合わせ> 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

その他の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp>